



「火災警報」ご存知ですか？



湿度が低く、風速が大である気象条件下では、火災が発生しやすく、また延焼拡大することも多く、人命に与える危険性が一段と高くなります。このような悪条件の下では、普段より一層注意して、火災の発生を未然に防ぐことが重要となります。

火災警報とは

火災警報は、消防法の規定に基づき、火災気象通報(*)を受けた時、又は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに市町村長(当組合の場合は管理者)が発令することができるものです。

*火災気象通報とは…

気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、気象台から都道府県を通じて市町村に通報されるものです。

火災警報発令時の注意事項

火災警報が発令された場合は、次のことを守ってください。

(川越地区消防組合火災予防条例第29条)

1. 山林、原野等において火入れをしないこと。
2. 煙火を消費しないこと。
3. 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
4. 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
5. 山林、原野等の場所で、喫煙をしないこと。
6. 残火(たばこの吸殻を含む。)取灰又は火粉を始末すること。
7. 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。



お知らせする方法

火災警報が発令された場合は、主に次の方法により住民の皆様へお知らせします。

- 川越地区消防組合ホームページ
- 消防車による巡回広報
- 防災行政無線による放送

